



栃木県公報

平成 24 年
2月24日(金)
第2353号

目 次

告 示

○解除予定保安林.....	133
○道路の区域の変更.....	134
○道路の供用開始.....	135
○土地区画整理組合設立の認可.....	135

告 示

栃木県告示第83号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月24日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市入粟野字横根1505・1510の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市中粕尾字高平1762の3から1762の5まで
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

III

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市中粕尾字丑野1841の4、1841の5
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

IV

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上久我字測上2017の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

V

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字七々又659の 2、字切掛ヶ沢1209の 6 から1209の 8 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

VI

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市久野字小棚1621の 2、1622の 3
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年 2 月24日から同年 3 月26日まで一般の縦覧に供する。
平成24年 2 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 下高根沢氷室線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
154	前	宇都宮市氷室町973-10から 宇都宮市氷室町1781- 5 まで	7.0～15.0	446.5	
	後	宇都宮市氷室町973-10から 宇都宮市氷室町1781- 5 まで	12.0～23.0	446.5	

II

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 白沢下小倉線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
327	前	宇都宮市下小倉町793- 2 から 宇都宮市下小倉町5101- 6 まで	9.2～14.0	238.0	
	後	宇都宮市下小倉町793- 2 から 宇都宮市下小倉町5101- 6 まで	7.2～12.4	238.0	

栃木県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年 2 月24日から同年 3 月26日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
4	主 要 地 方 道 宇 都 宮 鹿 沼 線	宇都宮市下荒針町3686から 宇都宮市下荒針町3688まで	平成24年 2 月24日
80	一 般 県 道 黒 田 市 塙 真 岡 線	芳賀郡市貝町大字続谷234- 1 から 芳賀郡市貝町大字続谷333- 1 まで	平成24年 2 月24日
80	一 般 県 道 黒 田 市 塙 真 岡 線	芳賀郡市貝町大字杉山1084- 1 から 芳賀郡市貝町大字杉山488- 4 まで	平成24年 2 月24日
154	一 般 県 道 下 高 根 沢 氷 室 線	宇都宮市氷室町973-10から 宇都宮市氷室町1781- 5 まで	平成24年 2 月24日
154	一 般 県 道 下 高 根 沢 氷 室 線	宇都宮市氷室町1772-17から 宇都宮市氷室町1772-16まで	平成24年 2 月24日
327	一 般 県 道 白 沢 下 小 倉 線	宇都宮市下ヶ橋町739- 6 から 宇都宮市下ヶ橋町502- 1 まで	平成24年 2 月24日
327	一 般 県 道 白 沢 下 小 倉 線	宇都宮市下小倉町793- 2 から 宇都宮市下小倉町5101- 6 まで	平成24年 2 月24日

(道路保全課)

栃木県告示第86号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 2 月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 組合の名称
宝積寺中坂上土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成24年 2 月24日から平成35年 3 月31日まで
- 3 施行地区
高根沢町宝積寺中坂上、字中道端、字若林、字山中の各一部及び光陽台二丁目、光陽台四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
高根沢町光陽台一丁目 9 番地 3
- 5 設立認可年月日
平成24年 2 月17日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法
高根沢町役場の掲示板に掲示する。

(都市計画課)